

補助金等の交付により造成された基金の見直し ～不要分 1,700 億円の国庫返納～

予算委員会調査室 福嶋 博之

補助金等の交付により公益法人等に造成された基金（以下「補助金基金」という。）についての見直しが行われ、基金の一部約 1,700 億円が今後数年間のうちに国庫に返納されることとなった（一部は平成 18 年度中に返納を実施）。ここではその経緯と課題について整理することとしたい。

1. 補助金基金及び公益法人の融資等業務等の見直し

補助金基金は、特にバブル経済崩壊後の景気低迷期において雇用対策や中小企業支援を目的として数多く造成され、貸付、債務保証、利子補給、補助・補てん等の事業を行ってきた。しかし、事業の目的が既に意味を失ったものがあることや、近年の景気回復を背景にして利用が低迷する基金が増加していること、さらに、公益法人には外部のチェックが働きにくいことなどの問題も指摘され、その見直しが求められるようになった。このような状況を受けて、「今後の行政改革の方針」（H16. 12. 24 閣議決定）において見直しが決定され、補助金基金を保有する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く）の事業を平成 18 年度末までに見直すこととなった。

方針では、○基金事業の見直しの時期の設定に係る基準、○基金事業の目的達成度の判定・公表に係る基準、○基金の保有割合についての数値基準、○使用見込みのない資金の国への返納に係る基準を策定することとし、平成 18 年 8 月にはこれを具体化した「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（以下「基金基準」という。）が閣議決定された。また、公益法人及び特殊法人の行う融資等業務についても「行政改革の重要方針」（H17. 12. 24 閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（H18 法 47 号）において 18 年度中に見直しを行うことが定められた。

平成 18 年 12 月 24 日に行政改革推進本部が決定した「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」は、補助金基金等の見直しの具体的措置を定めたもので、補助金基金については不要部分の国庫返納並びに 10 年を超えない範囲内での事業終了時期の設定等、公益法人の融資等業務については 3 年以上実績がな

い事業の廃止並びに民間活力を引き出す観点での債務保証事業の保証割合の引下げ（部分保証の導入）等が盛り込まれた（図表1）。そのほか、特別の法律により設立される法人や特殊法人の行う融資等業務についても見直しの方針が示されたが、以下では補助金基金の見直しに絞って内容を見ることとする。

図表1 補助金等の交付により造成された基金等の見直しの概要

見直し対象	閣議決定、法令等	見直しの主な内容	
①補助金等の交付により造成した基金 (121基金,132事業)	「今後の行政改革の方針」 (H16.12.24) 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」 (H18.8.15)	・基金の保有割合が「1」を大幅に上回る部分を国庫返納(33基金、1,700億円) ・10年を超えない範囲内で事業終了時期を設定	・すべての事業について定量的な目標を設定 ・平成21年度に目標達成度の評価を行い、事業継続の必要性、基金又は補助金等の規模について検証、見直しを行う
②公益法人の行う融資等業務 (62事業) うち39事業は①の132事業と重複	「行政改革の重要方針」 (H17.12.24) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(H18法律第47号)	・3年以上実績のない事業の廃止 ・保証割合が100%の債務保証事業について民間活力を引き出す観点から部分保証を導入	
③特別の法律により設立される法人 (11法人)	「今後の行政改革の方針」 (H16.12.24) 「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」(H18.8.15)	・経常経費にかかる補助金を10%削減 ・補助金の第三者への分配・交付の効率化・透明化 ・業務及び財務資料等に関する情報公開の促進 ・公認会計士による監査の実施	
④特殊法人の行う融資等業務 (2法人)	「行政改革の重要方針」 (H17.12.24) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(H18法律第47号)	・融資等業務の廃止(日本自転車振興会) ・実績の乏しい事業の廃止、定期的な見直し制度の導入(日本船舶振興会)	

(出所)行政改革推進本部資料により作成

2. 補助金基金見直しの内容

2-1. 基金の状況と国庫返納額

平成18年4月1日時点における121の補助金基金の保有額の合計は1兆1,799億円で、このうち1兆429億円が補助金相当額となっている（図表2）。所管別では農林水産省所管が最も多く70基金（6,455億円）、次いで経済産業省所管の23基金（1,396億円）、国土交通省所管の16基金（1,162億円）などとなっている。このうち、行革推進本部決定により国庫返納されることとなったのは33基金（26法人）で、金額の合計は1,743億円である（図表3）。18年度に244億円、19年度に1,082億円、20年度以降に417億円が返納されることとなっており、補助金基金全体

図表2 補助金等の交付により造成した基金数及び基金保有額

(金額単位:百万円)

所管省庁	基金数	基金保有額	うち国庫補助金相当額
財務	2	42,500	14,870
文部科学	1	1,479	1,479
厚生労働	3	221,123	219,708
農林水産	70	645,543	589,193
経済産業	23	139,633	126,694
国土交通	16	116,206	79,505
環境	5	13,151	11,294
防衛	1	240	200
合計	121	1,179,875	1,042,941

(注)平成18年4月1日現在。

(出所)参議院予算委員会提出資料により作成

図表3 国庫返納を行う基金及び返納額一覧

(単位:百万円)

所管省	法人名	基金名	基金設置年度	基金保有額		国庫返納見込額				基金の保有割合(注1)
				(H18.4.1)	国庫補助金相当額	18年度	19年度	20年度以降	合計	
厚労	(財)高年齢者雇用開発協会	緊急雇用創出特別基金(19年度で基金事業廃止)	H10	184,708	184,708	-	69,500	-	69,500	(注2) 2.6 4.0
農水	(財)食品流通構造改善促進機構	食品流通構造改善緊急対策事業資金	H4	1,767	1,750	350	-	-	350	1.5
"	(社)米穀安定供給確保支援機構	もち米需給安定支援対策基金(19年度から民間資金のみで事業実施)	S57	4,089	2,048	-	2,044	-	2,044	1.1
"	(社)日本米穀小売振興会	米穀販売業流通合理化推進事業	H12	76	76	1	-	-	1	1.0
"	(財)全国米穀協会	米穀販売業流通合理化推進事業	H12	682	663	5	-	-	5	1.0
"	(財)残留農薬研究所	新農業等開発促進事業	S53	467	408	74	54	-	128	1.0
"	(社)農林水産航空協会	農林水産航空乗員養成費貸付事業	S48	167	167	146	5	-	151	1.0
"	(社)配合飼料供給安定機構	備蓄基金	S51	377	377	78	-	-	78	0.47
"	(社)全国農地保有合理化協会	遊休農地整備特別対策融資事業基金	S61	1	1	1	-	-	1	1.0
		農地保有合理化事業貸付原資基金	H12	5,488	5,488	4,628	-	-	4,628	1.0
		緊急加速リース支援事業貸付原資基金(18年度で基金事業廃止)	H16	1,381	1,381	1,108	-	-	1,108	5.0
"	(財)全国土地改良資金協会	土地改良負担金対策資金	H2	162,574	162,574	-	20,000	40,000	60,000	1.6
"	(財)日本木材総合情報センター	木材供給高度化設備リース促進資金	S62	160	160	8	-	-	8	1.0
		先駆の木造施設利子助成事業特別資金	H13	18	18	3	-	-	3	1.0
"	(財)海外漁業協力財団	貸付事業資金	S48	91,694	90,695	12,233	-	-	12,233	1.2
		南太平洋漁業振興基金(18年度で基金事業廃止)	S54	1,291	1,055	1,054	-	-	1,054	-
"	(財)漁場油濁被害救済基金	防除清掃費助成事業資金	S52	389	192	92	-	-	92	2.6
経産	(社)電炉業構造改善促進協会	債務保証事業基金(20年度で基金事業廃止)	S52	700	350	-	-	350	350	1.8
"	(社)日本鉄源協会	債務保証基金(20年度で基金事業廃止)	H17	723	350	-	-	350	350	5.2
"	(社)プラスチック処理促進協会	債務保証基金	S47	328	164	90	-	-	90	17.4
"	(財)古紙再生促進センター	債務保証事業基金(18年12月から民間資金のみで事業実施)	S49	560	280	280	-	-	280	-
"	(社)全国石油協会	揮発油販売業経営合理化指導基金	S61	465	465	18年度中に「環境・安全等対策基金」として統合				0.8
		特定事業基金	S49	2,011	2,000					
		品質管理基金	S58	2,730	2,730					
		石油製品販売業消費税転嫁円滑化基金	H1	15,000	15,000					
"	(社)全国信用保証協会連合会	特定中堅企業金融円滑化特別基金	H10	8,170	7,941	-	6,000	1,000	7,000	14.7
"	日本商工会議所	保証事業等に係る信用基金	H5	522	500	-	450	-	450	10.4
"	全国商工会連合会	保証事業等に係る信用基金	H6	522	500	-	450	-	450	10.4
国交	(財)不動産流通近代化センター	信用・指導基金	S55	4,252	1,000	-	200	-	200	1.0
"	(財)民間都市開発推進機構	民間都市再生基金	H14	15,560	15,500	-	6,000	-	6,000	1.6
"	(財)高齢者住宅財団	高齢者居住安定基金	H13	2,566	2,566	2,054	-	-	2,054	2.3
"	(財)住宅保証機構	住宅完成保証基金(19年度から民間資金のみで事業実施)	H11	407	200	200	-	-	200	2.3
環境	(財)日本環境協会	土壌汚染対策基金	H14	1,476	1,112	-	500	-	500	0.4
合計	26法人33基金			511,321	502,418	24,404	108,204	41,700	174,308	

(注1) 基金の保有割合は、基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合を示すもので、「1」を超えるほど基金が過大であることを示す。

(注2) 当該基金では、1つの基金で2つの事業を実施しているため、2つの保有割合が算出されている。

(出所) 参議院予算委員会提出資料及び各省資料により作成

(補助金相当額 1 兆 429 億円) からみると、16.7%が返納される計算となる。

返納額が最も大きい基金は、(財)高年齢者雇用開発協会「緊急雇用創出特別基金」の 695 億円(19 年度予算で児童手当拡充の財源に充当)であり、次いで(財)全国土地改良資金協会「土地改良負担金対策資金」の 600 億円、(財)海外漁業協力財団「貸付事業資金」の 122 億円などとなっている。また、補助金相当額に比べた返納額をみた場合、基金保有額が 5 億円未満の比較的規模の小さい 5 つの基金では補助金相当額の全額を返納することとなっており、保有額が 10 億円以上の基金では、基金事業を廃止した(財)海外漁業協力財団「南太平洋漁業振興基金」や民間資金のみで事業を実施することとした(社)米穀安定供給確保支援機構「もち米受給安定支援対策基金」などが全額返納となっている。

2-2. 基金基準の内容

補助金基金の返納を決めるに当たってはその判断基準が重要なポイントとなるが、基金基準では、使用見込みの低い基金等に関する基準として、①事業を終了した基金、②前回の見直し以降事業実績がない基金又は直近 3 年以上事業実績がない基金、③基金造成時の政策目的がなくなった基金又は変更になった基金、④基金の保有割合が「1」を大幅に上回っている基金、⑤その他、使用見込みが低いと判断される基金の 5 つの基準を定め、これに該当する基金については、定期的な見直しの際に補助金等の国庫への返納など、その基金の取扱いを検討することとしている。

【例示】基金の保有割合の算出式(基金基準より抜粋)

- 貸付事業(回転型)
直近年度末の基金額 ÷ (貸付残高 + 貸付見込額 - 回収見込額 + 管理費)
- 債務保証事業(保有型)
直近年度末の基金額 × 基金保有額に対する債務保証限度額の倍率 ÷ (債務保証残高 + 債務保証見込額 + 損失引当金等 + 管理費)
- 利子補給事業(取崩し型)
直近年度末の基金額 ÷ (事業が完了するまでに要する利子補給額及び管理費)
- 利子補給事業(運用型)
基金の運用益見込額 ÷ (利子補給見込額 + 管理費)
- 補助・補てん事業(取崩し型)
直近年度末の基金額 ÷ (事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費)
- 補助・補てん事業(運用型)
基金の運用益見込額 ÷ (補助・補てん見込額 + 管理費)
- 調査等その他事業(取崩し型)
直近年度末の基金額 ÷ (事業が完了するまでに必要となる事業費及び管理費)
- 調査等その他事業(運用型)
基金の運用益見込額 ÷ (事業費所要見込額 + 管理費)

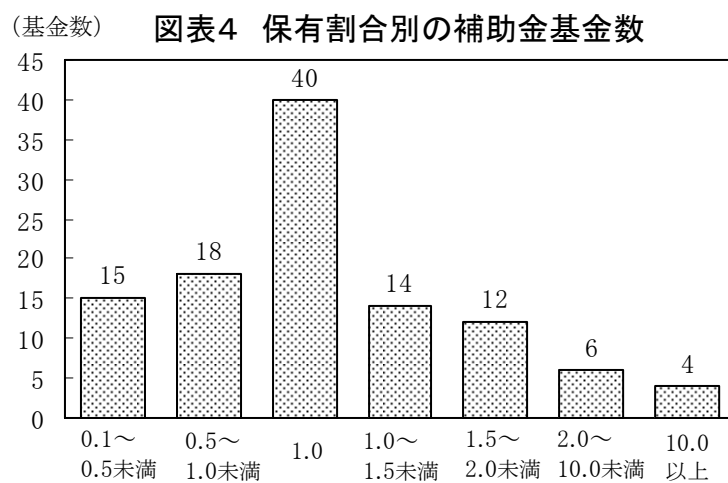
①から③は、事業の終了や目的の消滅であり、当然の内容と言えよう。④の「基金の保有割合」とは、基金基準において、基金の規模が過大となっていないか等の状況を客観的に把握するために算出されるもので、『基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合』として表される。つまり、事業費用を分母、基金残高等を分子として、その値が「1」を大きく上回る場合には当該部分を不要額として返納を検討するというものである（【例示】参照）。

2-3. 基金の保有割合の状況

具体的に各基金の保有割合について見てみる。保有割合は公表することが基金基準に明記されており、基金法人及び所管する省庁から公表されている。平成18年4月1日時点における補助金基金の121基金から、18年度中に廃止された基金及び統合された基金等を差し引いた109基金について個別に保有割合をみると、「1未満」の基金が33、「1」の基金が40、「1」を超えている基金が36となっている（図表4）。

基金基準では、保有割合が「1」を大幅に上回っている場合には返納等を検討するとされているが、個別の基金について保有割合と返納状況を見ていくと

「1」を超えていても「2」を下回っている基金については返納することとしないものも多い。この状況から判断する限り、実際には保有割合が「2」を上回るかどうかというラインで返納するか否かの判断がなされていると見られることもできる。



(注) 1つの基金で複数の事業を行っている場合で事業ごとに保有割合を算出している基金については、その単純平均を基金の保有割合とした。
(出所) 参議院予算委員会提出資料及び各省資料により作成

3. 今後の課題

1兆円に上る多額の補助金により造成されている基金について、その利用状況を勘案し、不要になった部分について国庫に返納させることとした今回の措置は財政の効率性を高める観点から評価できるものと言える。ただし、更に検討を加えるべき点も考えられる。

第一に、国庫返納を検討する判断の一つとなる「保有割合が1を大幅に上回る」という基準である。「大幅に上回る」という曖昧な規定となっているため、前述したように、「1」を上回っていても返納することとしていない基金も多く存在する。例えば保有割合が「2」ということは、事業に要する費用の2倍の基金を保有しているということであり、そこまで保有する必要があるのかについては疑問が残る。返納を判断する際の裁量の余地を狭める意味でも、基準はより客観的で明確なものにする必要があると思われる。

第二に、基金事業の定期的な見直しについてである。基金基準では、「少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこと」としているが、変化が激しい近年の経済社会情勢にかんがみれば、更に短い間隔による見直しを義務付ける必要があると思われる。また、基金の保有割合の算出は定期的な見直しの際に行えばよいことになっているが、少なくとも保有割合は毎年度算出することとし、基準を上回る部分については随時国庫に返納する形が妥当ではなかろうか。

第三に、国庫への返納の時期である。返納が決まっている基金の中には、実際に返納を行うのは基金事業が終了した後として、その時期を平成21年度以降としている基金もある。しかし、このような基金でも現状において保有割合が基準を大きく上回っている場合には、当該部分については前倒しで返納させるといった措置が必要ではないかと思われる。

第四に、情報公開の徹底である。基金基準では、基金の保有割合の公表にあわせて、算出に用いた算出方法（算式）及び数値を公表することとしているが、見直し対象となった121基金の中には、保有割合の値のみを公表し、算出方法を示していない基金もわずかながら見られる。事業の必要性を示すためにも、基準に定められた事項については不足なく公表することが求められよう。

本稿では、補助金基金の見直しという財政改革の一面について考察したが、今後もこのような歳出合理化に向けた不断の取組が期待される場所である。近年は、歳出削減と景気回復を背景とした税収の増加により、国の財政赤字は若干ながら縮小し、債務残高の増勢も弱まりつつあるが、その反面で歳出改革の足取りが鈍ることも懸念されている。少子高齢化社会の到来に向けた歳入確保策として、消費税を始めとする税の見直し論議も今後本格化すると思われるが、国民負担の増加を求める前提として、今回取り上げた補助金基金の見直しにとどまらず、独立行政法人への運営費交付金の在り方など、歳出全般の更なる見直しが必要であることは論を俟たないであろう。

(内線 3124)